

平成 30 年度税制改正により

相続税の申告書の添付書類の範囲が広がりました (平成 30 年 4 月 1 日以後に提出する申告書から適用)

1 改正の概要

これまで、相続税の申告書には①の書類を添付しなければならないこととされていましたが、平成30年4月1日以後は、①の書類に代えて、②又は③のいずれかの書類を添付することができるようになりました（引き続き、①の書類も添付できます。）。

- ① 「戸籍の謄本」で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
- ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り。）^(注)

- ③ ①又は②をコピー機で複写したもの

(注) 被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本（コピー機で複写したものも含みます。）の添付も必要です。

2 「法定相続情報一覧図の写し」とは？

【概要】

- 「法定相続情報一覧図の写し」とは、相続登記の促進を目的として、平成 29 年 5 月から全国の法務局で運用を開始した「法定相続情報証明制度」を利用することで交付を受けることができる証明書のことで、戸籍に基づいて、法定相続人が誰であるかを登記官が証明したものです。

【交付手続】

- 「法定相続情報一覧図の写し」は、相続人等^(注1)が、次の①～④を管轄する法務局^(注2)のいずれかにおいて、必要書類と合わせて申出をすることにより、無料で交付を受けることができます。

- ① 亡くなった方の本籍地
- ② 亡くなった方の最後の住所地
- ③ 申出人（相続人等）の住所地
- ④ 亡くなった方の名義の不動産の所在地

(注1) 申出の手続は、相続人のほか、次の者が代理をすることもできます。

①法定代理人、②民法上の親族、③資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限り。）

(注2) 管轄法務局については、法務局ホームページの「管轄のご案内」から検索することができます。

- 手続の流れは次のとおりです。

申出（相続人等）

- ① 戸除籍謄本等の収集
- ② 法定相続情報一覧図の作成
- ③ ①と②の書類と合わせて、法務局への申出



確認・交付（法務局）

- ④ 登記官による確認
- ⑤ 法定相続情報一覧図の保管
- ⑥ 認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」の交付

(注3) 申出や交付は、郵送によることも可能です。

(注4) 提出した戸除籍謄本等は、登記官の確認後に返却されます。

- 「法定相続情報証明制度」の詳しい内容や手続等については、法務局ホームページ (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◆このリーフレットは、平成30年4月1日現在の法令に基づき作成しています◆



平成30年4月

国税局・税務署

【参考1】Q&A

問1 法定相続情報一覧図の写しを相続税の申告書の添付書類として利用する場合には、なぜ図形式のものしか認められないのですか。

答 法定相続情報一覧図の写しは、【参考2】のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する形式（列挙形式）により作成することができますが、列挙形式では相続人の法定相続分が確認できない場合もあるため、相続税の申告書の添付書類として利用するときには、図形式のものであることが必要となります。

問2 表面「1 改正の概要」に、法定相続情報一覧図の写しについては、「子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限りです。」とありますが、具体的には子の続柄をどのように記載すればよいですか。

答 戸籍上の続柄（長男、長女、養子など）によって記載する方法（【参考2】参照）があります（子の続柄が単に「子」と記載されたものは、実子又は養子のいずれであるかが分かりませんので、相続税の申告書の添付書類として利用できません。）。

【参考2】図形式の「法定相続情報一覧図の写し」のイメージ

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人 国税太郎 法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○郡○町○34番地
最後の本籍 ○県○郡○町○番地	出生 昭和○年○月○日
出生 昭和○年○月○日	（長男）
死亡 平成○年○月○日	国 税 一 郎 （申出人）
（被相続人）	住所 ○県○市○町三丁目45番6号
国 税 太 郎	出生 昭和○年○月○日
	（長女）
	税 務 幸 子
	住所 ○県○市○町五丁目4番8号
	出生 昭和○年○月○日
	（養子）
	国 税 武
住所 ○県○市○町三丁目45番6号	
出生 昭和○年○月○日	
（妻）	
国 税 花 子	
以下余白	

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○ 印
（事務所：○市○町○番地）

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所

登記官 ○○ ○○ 職印

注）本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。

相続税の申告書の添付書類として利用する場合には、子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されている必要があります。

相続税の申告書の添付書類として利用する場合、被相続人に養子がいるときには、その養子の戸籍の謄本又は抄本の添付も必要です。

作成者の署名又は記名押印がされます。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字されます。

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。